



メロン世界新興国ソブリン・ファンド（愛称：育ち盛り） 追加型投信 / 海外 / 債券 分配金引き下げのお知らせ

平素は「メロン世界新興国ソブリン・ファンド（愛称：育ち盛り）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
さてこの度、当ファンドは2018年9月18日に第135期決算を迎えましたが、足下の基準価額および市場環境の状況等から分配金の見直しを行うことと致しました。
つきましては、見直し後の分配金および分配金引き下げの背景についてご報告致します。

■ 分配金(税引き前、1万口あたり)

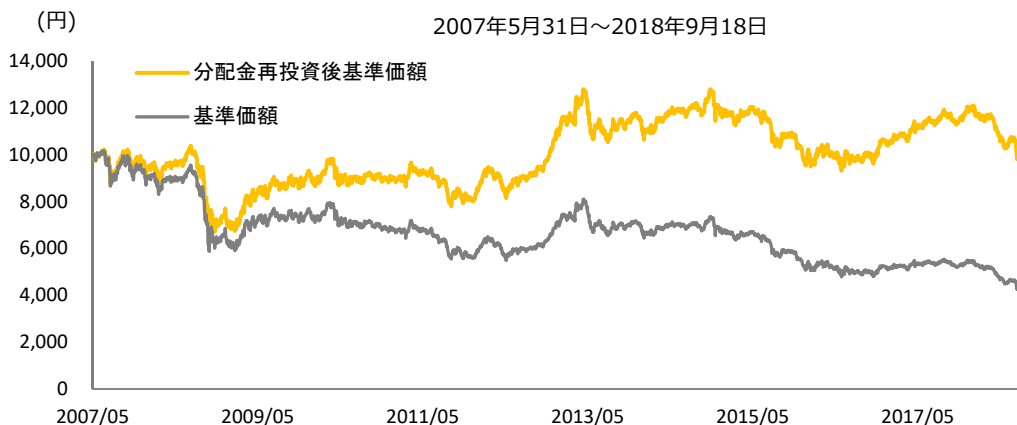
第134期（2018年8月17日）	引き下げ	第135期（2018年9月18日）
35円	→	20円

■ 分配実績(1万口あたり、税引き前)

決算日	第1～11期 (07年7月～08年5月)	第12～20期 (08年6月～09年2月)	第21～27期 (09年3月～09年9月)	第28～31期 (09年10月～10年1月)	分配金累計額
分配金	各60円	各50円	各40円	各45円	5,550円
決算日	第32～51期 (10年2月～11年9月)	第52～62期 (11年10月～12年8月)	第63～134期 (12年9月～18年8月)	第135期 (18年9月)	
分配金	各50円	各40円	各35円	20円	

※分配金の金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。上記の表は過去の実績であり運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配を行わない場合があります。

■ 当ファンドの基準価額および分配金再投資後基準価額の推移



2018年9月18日時点

分配金再投資後基準価額
9,850円

基準価額
4,216円

※基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり信託報酬控除後です。
※分配金再投資後基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

分配金引き下げの背景

米国で景気拡大が継続し、米国連邦準備制度理事会（FRB）が利上げスタンスを維持する一方、新興国市場においては経常赤字や不安定な政治情勢に苦しむ国が散見され、投資家のリスク回避姿勢が強まった結果、新興国からの資金流出傾向が続き、新興国通貨市場及び新興国現地通貨建て債券市場は軟調な地合いとなっています。
当ファンドの運用にあたりましては、出来るだけリスクを避けながら利息収入の確保に努め、安定的な収益分配が継続できるように運用努力を重ねて参りましたが、新興国通貨に対して円高が進行した影響から基準価額の回復が遅れるとともに、円換算で得られる利子・配当等収益が減少し、これまでの分配金水準を維持することが難しい状況となって参りました。
このような状況を受け、当ファンドの基準価額の水準等を総合的に勘案し、安定的な分配の継続と信託財産の成長を目指すため、分配金を20円（税引き前、1万口あたり）へ引き下げることにいたしました。

<投資リスク>

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。**当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。**また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

<ファンドの費用>

投資家が直接的に負担する費用					
購入時手数料	3.78% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。			《当該手数料を対価とする役務の内容》 販売会社が、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。	
信託財産留保額	ありません。				
投資家が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年率1.782% (税抜 1.65%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 運用管理費用 (信託報酬) の配分は、以下のとおりです。				
	純資産総額	250億円未満の部分	250億円以上500億円未満の部分	500億円以上の部分	《当該運用管理費用を対価とする役務の内容》
	(委託会社)	年率0.85% (税抜)	年率0.80% (税抜)	年率0.70% (税抜)	信託財産の運用指図 (投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む)、目論見書・運用報告書の作成等
	(販売会社)	年率0.75% (税抜)	年率0.80% (税抜)	年率0.90% (税抜)	
	(受託会社)	年率0.05% (税抜)			信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行、信託財産の計算等
マザーファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬 委託会社の受取る報酬には、「世界新興国ソブリン・マザーファンド」において運用の指図権限を委託している投資顧問会社への報酬が含まれます。その額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。 ただし、年間最低報酬額は別に定めます。					
		マザーファンドの純資産総額		年率	《役務の内容》
		50億円以下の部分		0.3750%	マザーファンドの運用指図
		50億円超100億円以下の部分		0.35625%	
		100億円超の部分		0.3375%	
その他費用・手数料	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。 ◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。				

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。
※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

<委託会社、その他関係法人>

委託会社：ＢＮＹ Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等）
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第406号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
投資顧問会社：ＢＮＹ Mellon・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション
（マザーファンドの運用指図権限の委託を受けての運用指図）
受託会社：三井住友信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理業務等）
販売会社：（募集・販売の取扱い等）

※投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			

<ご留意事項> ■当資料は、ＢＮＹ Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成した資料です。■当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。■当資料に掲載されている記載事項は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。■当資料中のグラフ、数値等は過去のものまたはシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。■当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。■当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。